

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H29.4.15	今回は、原子力損害賠償紛争センター(ADR)についてお話しします。	東京電力に賠償を拒否された場合どうしたらいいですか？	東京電力に対する直接請求で賠償を拒否されたときは、ADRの和解仲介手続きの申し立てを検討しましょう。東京電力の基準による賠償しかされない直接請求では、賠償を拒否された項目について交渉しても、結論が変わることは、ほとんどありません。和解仲介手続きでも、必ず賠償が認められるとは限りませんが、東京電力の基準に縛られない判断がされしなす。直接請求では実現しない賠償も実現する可能性があります。
		和解仲介手続きの利用の方法を教えてください	和解仲介手続きを始めるには、「申立書」を作成し、ADRの事務所に提出します。申立書に決まった書式はありませんが、ADRの提出する様式を利用すると比較的簡単に作成できます。また、市原子力損害対策室では、独自の申立書の様式や、申立書の書き方のマニュアルを提供し、申立書作成の相談にも応じています。申立書の内容を充実させた方が手続きは円滑に進みますが、必要な事情を全て申込書に書かなければ賠償が認められないわけではありません。事情の説明や資料の提出は、手続きが始まってからでも追加できるので、申込書の書き方にこだわり過ぎる必要はありません。
		ADR, 和解仲介手続き利用7つのポイント	①直接請求で賠償を拒否された項目についても申し立てができる ②直接請求で合意した賠償項目についても申し立てができる(まずは直接請求で東京電力が認める金額で合意して、認められなかった金額分の申し立てをするという方法も可能) ③手続きは弁護士に依頼せずに自分だけでも進められる ④和解案の賠償金額が直接請求で示された賠償金額を下回ることはない ⑤申し立ては無料(書類の作成、郵送などにかかる費用は自己負担) ⑥申立書の作成は難しくない ⑦手続きは電話や書面でのやりとりで進めることができる

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																							
H29.5.15	今回は、借家に関連する原子力損害賠償についてお話しします。	公営住宅の賃料は賠償されますか？	東京電力に対する直接請求の家賃賠償では、民間の賃貸住宅の家賃だけでなく、市営の災害公営住宅や県営の復興住宅の家賃も対象になります。家賃賠償の対象は、賃料と共益費です。公営住宅の家賃の賠償請求には、入居許可書、家賃決定通知書、家賃の領収書などの資料が必要です。住宅に関する書類は一通り管理しておくことをお勧めします。書類をなくしてしまった場合には、各公営住宅の管理担当の部署にご相談ください。ただし、家賃の領収書の再発行はできないの 直接請求 で家賃賠償がされる時期は、表1のとおり原発事故当時の住所で異なります。表1の②または③の地域の方は、原子力損害賠償紛争センターの和解仲介手続きを利用すれば、賠償対象期間以降の家賃賠償が認められる可能性があります。																						
		借家の住居確保損害賠償があると聞きました	表1の①の区域の方が対象の住宅確保損害賠償には、原発事故当時に借家に住んでいた方に対するものもあります。賠償内容は表2のとおりです																						
		<table><tr><td colspan="2">表2:借家の住宅確保損害賠償の内容(20km圏内の方のみ対象)</td><td colspan="2">表1:家賃賠償の賠償対象期間</td></tr><tr><td>新たな借家の住所</td><td>賠償内容</td><td>原発事故当時の住所</td><td>賠償対象期間の終期</td></tr><tr><td>対象区域＊外</td><td>入居時の一時金+家賃の差額8年分相当額 を定額賠償(例:単身世帯162万円) ＊定額賠償額を超える場合4は合理的範囲で賠償</td><td>①旧住居制限区域、 旧避難指示解除準備区域</td><td>平成30年3月31日</td></tr><tr><td>対象区域＊内</td><td>入居時の一時金相当額」を定額賠償 (例:単身世帯10万円) ＊家賃の差額も合理的範囲で賠償</td><td>②旧緊急時避難準備区域</td><td>平成24年8月31日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>③市内の30km圏内の区域</td><td>平成23年9月30日</td></tr><tr><td colspan="4">＊対象区域＝帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域</td></tr></table>		表2:借家の住宅確保損害賠償の内容(20km圏内の方のみ対象)		表1:家賃賠償の賠償対象期間		新たな借家の住所	賠償内容	原発事故当時の住所	賠償対象期間の終期	対象区域＊外	入居時の一時金+家賃の差額8年分相当額 を定額賠償(例:単身世帯162万円) ＊定額賠償額を超える場合4は合理的範囲で賠償	①旧住居制限区域、 旧避難指示解除準備区域	平成30年3月31日	対象区域＊内	入居時の一時金相当額」を定額賠償 (例:単身世帯10万円) ＊家賃の差額も合理的範囲で賠償	②旧緊急時避難準備区域	平成24年8月31日			③市内の30km圏内の区域	平成23年9月30日	＊対象区域＝帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域	
表2:借家の住宅確保損害賠償の内容(20km圏内の方のみ対象)		表1:家賃賠償の賠償対象期間																							
新たな借家の住所	賠償内容	原発事故当時の住所	賠償対象期間の終期																						
対象区域＊外	入居時の一時金+家賃の差額8年分相当額 を定額賠償(例:単身世帯162万円) ＊定額賠償額を超える場合4は合理的範囲で賠償	①旧住居制限区域、 旧避難指示解除準備区域	平成30年3月31日																						
対象区域＊内	入居時の一時金相当額」を定額賠償 (例:単身世帯10万円) ＊家賃の差額も合理的範囲で賠償	②旧緊急時避難準備区域	平成24年8月31日																						
		③市内の30km圏内の区域	平成23年9月30日																						
＊対象区域＝帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域																									

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H29.6.15	今回は、和解仲介 手続による精神的 損害賠償の請求に ついてお話ししま す。	和解仲介手続を使 うメリットは何で すか？	原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続によって、直接請求では認められない、 一人月10万円の精神的損害賠償の増額や、対象期間以降の賠償が認められる可能性があります。
		どんな和解事例が ありますか？	参考になる和解事例を紹介します。カッコ内の番号は事例の公表番号です。①原 発事故当時、小高区の旧避難指示解除準備区域に住んでいた方で、病気や障害があったり、避難に よって家族がバラバラに生活するようになったりしたことを理由に、一人月3万円から6万円の精神 的損害賠償の増額がされた事例(No,884) 精神的損害賠償 の増額が認められる事情は、直接請求では要介護状態や障害に限られます。一方、和解仲介手続で は、病気や避難による家族の別離といった事情でも増額が認められます。精神的損害賠償の増額 は、市内の旧避難指示区域内(20km圏内)以外に住んでいた方にも認められますが、原則として増額 が認められるのは、実際に避難していた場合になります。②原発事故当時、原町区の旧緊 急時避難準備区域に住んでいて、子供と一緒に避難した方について、子供が高校を卒業するまでの 期間の精神的損害賠償が認められた事例(No,1050、No,1121) 精神的損害賠償の対象期間以降の賠償が認められるためには、「避難継続の合理性」が必要です。こ れは避難先にとどまる必要性と言い換えることもできます。 子供の成育 や教育のことを考えると、子供を転校させることは困難なことから、子供が避難先の学校に進学し てことは、避難先にとどまる必要性を裏付ける事情と言えます。 こうした事例では、 子供だけではなく、一緒に生活している親の避難継続の合理性も認め、対象期間以降の賠償が認め られています。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H29.7.15	今回は和解仲介手続きによる就労不能損害の賠償請求についてお話しします。	和解仲介手続きの使いどころは？	就労不能損害の賠償請求を原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続きで行うことが有効なのは、主に次のケースです。 電力が直接請求で賠償を認める期間を超える賠償を求める場合 の賠償項目にない賠償を求める場合 ①東京 ②東京電力
		どんな和解事例がありますか？	【①に関する事例】 旧緊急時避難準備区域に住み、その区域内で就労していた者について、平成25年の退職時から平成27年1月までの就労不能損害賠償が認められてた事例(No,1052) この事例の特徴は、旧緊急時避難準備区域(原発から20km～30km圏内、本市では原町区の大半の地域)に住所と勤務先があった方について、平成25年1月以降の賠償が認められていることです。住所と勤務先がこの区域の方は、直接請求では原則として平成24年12月31日までしか賠償されません。 また、この事例では退職時期が賠償対象期間外のため、直接請求では、賠償の対象にならなかったはずですが、和解仲介手続きでは、原発事故と失職との関連性について、時期だけでなく、具体的な事情に基づいて判断していることが分かります。 【②に関する事例】 避難指示解除準備区域にあった勤務先が、原発事故で休業したことによって早期退職をした者について、定年退職した場合の退職金との差額の5割が賠償された事例(No,1191) この事例では、一部ですが、退職金の早期退職による減少分が賠償されています。東京電力の直接請求では月々の給与の減少分を賠償する仕組みはあっても、退職金の減少分が賠償される仕組みはありません。直接請求では、賠償の対象にならない損害でも、和解仲介手続きでは賠償が認められる可能性があることが分かります。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H29.8.15	今回は和解仲介 手続による生命・身 体損害の賠償請求 についてお話しし ます。	生命・身体損害賠償 の和解事例の特徴 は？	生命・身体損害賠償に関しては、避難等が原因で死亡したこと(避難関連死)に関する賠償が認められた和解事例が多く公表されています。 死の賠償請求では、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続の利用者が有効な場合があります。
		どんな和解事例がありますか？	死亡と原発事故に伴う避難等との関連性を認め、賠償が認められた事例の多くは、その方の死亡時期が原発事故直後の平成23年中のものです。原発事故の寄与度(*)は、5割とした事例が多いです。 ①旧警戒区域から避難、高血圧等の持病のある80代半ばの方、急性心不全により避難から1週間後に死亡、寄与度5割(No,696) ②旧緊急時避難準備区域からの避難した糖尿病の持病がある70代後半の方、帰還した後、原発事故から数か月後に全身虚弱によって死亡、寄与度5割(No,712) 原発事故当時、原町区や鹿島区に居住していた方にも避難関連死の賠償が認められる可能性はあります。避難との関連性が認められた死因となる病気の種類も様々です。 事例によっては原発事故の寄与度を9割と認定したものもあります。 ③旧警戒区域の介護施設に入所していた90歳くらいの方、原発事故直後の避難移動中に急性心不全で死亡、寄与度9割(No,606)死亡時期が原発事故直後でない場合でも、賠償が認められた事例もあります。 ④檜葉町の旧避難指示解除準備区域から避難した慢性心不全等の持病のある方、避難先での夫の介護負担等により脳梗塞、慢性心房細動等を発症し、平成26年7月に死亡、寄与度3割(No,1188)
		*死亡に原発事故が影響した割合、損害額にこの割合を掛けたものが賠償金額となる。	

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A										
H29.9.15	今回は、農業に関する原子力損害賠償についてお話しします。	農業に関する賠償の内容は？	東京電力に対する直接請求の農業に関する賠償(営農賠償)で賠償の対象となるのは次の2つの項目です。 ①逸失利益 原発事故の影響で失った収入分 ②検査・追加的費用 生産物の検査や廃棄、生産設備の修繕等、原発事故で支出を余儀なくされた費用 営農賠償の対象となるのは、実際に農畜産物を出荷・販売していた方であり、自家消費用のものだけを生産していた方は対象になりません。									
		逸失利益の賠償の内容は？	営農賠償での逸失利益の賠償には、表に書いた2通りの仕組みがあります。JAを通じて出荷していた方の場合、JAに賠償請求の代行を依頼していた方も多いようです。市内の旧避難指示区域内(20km圏内)で耕作していた方に対しては、Aの仕組みによる賠償がされ、さらに、平成29年1月以降の分として、1年分の減収額の3倍一括賠償がされています。この区域以外で耕作していた方に対しては、生産していた方農畜産物に対する出荷制限がされている期間はAの仕組みの賠償がされ、解除した後からはBの仕組みの賠償に切り替わり、平成29年1月以降も従来どおり1年ごとの賠償がされますが、平成30年1月以降の賠償方針はまだ決まっています。Bの仕組みの対象となる方でも、「作付断念」といってAの仕組みのように休耕賠償される場合があります。これは、農地が除去土壌等の仮置場として使用されていたり、作付を行う時期に農地除染の作業が行われていたり、物理的に作付が制限されていた場合が対象になります。									
		<table><tr><th rowspan="2">表</th><th colspan="2">営農賠償における逸失利益の賠償の仕組み</th></tr><tr><th>A:避難指示又は出荷制限に係る賠償</th><th>B:風評被害賠償</th></tr><tr><td>要件</td><td>耕作地がある地域に原発事故による避難指示が出されているか、その地域で生産された農畜産物に出荷制限がかかっている</td><td>生産・出荷した農作物が風評被害により購入されないか、値下がりしている。</td></tr><tr><td>賠償内容</td><td>生産・出荷ができないことに対する賠償(休耕賠償)</td><td>実際の収入と原発事故前の収入との差額賠償(生産・出荷しないと賠償されない)</td></tr></table>		表	営農賠償における逸失利益の賠償の仕組み		A:避難指示又は出荷制限に係る賠償	B:風評被害賠償	要件	耕作地がある地域に原発事故による避難指示が出されているか、その地域で生産された農畜産物に出荷制限がかかっている	生産・出荷した農作物が風評被害により購入されないか、値下がりしている。	賠償内容
表	営農賠償における逸失利益の賠償の仕組み											
	A:避難指示又は出荷制限に係る賠償	B:風評被害賠償										
要件	耕作地がある地域に原発事故による避難指示が出されているか、その地域で生産された農畜産物に出荷制限がかかっている	生産・出荷した農作物が風評被害により購入されないか、値下がりしている。										
賠償内容	生産・出荷ができないことに対する賠償(休耕賠償)	実際の収入と原発事故前の収入との差額賠償(生産・出荷しないと賠償されない)										

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A														
H29.10.15	今回は、商工業に関する原子力損害賠償についてお話しします。	商業地に関する賠償の内容は？	東京電力に対する直接請求の商工業に関する賠償(営業損害)で賠償の対象となるのは2つの項目です。 ①逸失利益 ②検査・追加的費用 原発事故の影響で失った収入分の費用 商品の検査・廃棄、生産設備の修繕等、原発事故のために支出を余儀なくされた費用													
		逸失利益の賠償はいつまで続きますか？	逸失利益の賠償は、表のとおり事業所の所在により賠償期間の区分が異なります。「従来の賠償」で平成27年2月または7月まで賠償されないと、「将来分の賠償」は受けられません。 「将来分の賠償」は「1年間の減収分」の「2倍」を一括で賠償する仕組みなので、賠償金額が必ず「従来の賠償」における賠償金額の「2年分」になるとは限りません。 この「将来分の賠償」で、直接請求による賠償打ち切りではなく、「将来分の超過分の賠償」という賠償の仕組みが用意されています。 「将来分の超過分の賠償」では、平成27年3月または8月以降に実際に生じた逸失利益の金額が「将来分の賠償」の賠償金額を超えた部分が賠償の対象になります。 このことから、見込み額による賠償はされず、実際の逸失利益の金額が「将来分の賠償」の金額を超えるまでは賠償されません。 また、「将来分の超過分の賠償」の請求書は、自分で取り寄せる必要があります。請求書が送付されて来ないからといって、賠償の対象にならない訳ではありません。 「将来分の賠償」より前に賠償が拒否された場合、「将来分の賠償」の金額が適切でない場合、「将来分の超過分の賠償」が拒否された場合には、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続の申し立てを検討しましょう。													
		<table><tr><td>表</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">営業賠償における逸失利益の賠償期間の区分</td></tr><tr><td>事業所の所在</td><td>A:旧避難指示区域 (20キロ圏内)</td><td>B:市内のA以外の区域</td></tr><tr><td>従来の賠償</td><td>平成27年2月分まで</td><td>平成27年7月分まで</td></tr><tr><td>将来分の賠償</td><td>平成27年3月以降</td><td>平成27年8月以降</td></tr></table>		表				営業賠償における逸失利益の賠償期間の区分		事業所の所在	A:旧避難指示区域 (20キロ圏内)	B:市内のA以外の区域	従来の賠償	平成27年2月分まで	平成27年7月分まで	将来分の賠償
表																
	営業賠償における逸失利益の賠償期間の区分															
事業所の所在	A:旧避難指示区域 (20キロ圏内)	B:市内のA以外の区域														
従来の賠償	平成27年2月分まで	平成27年7月分まで														
将来分の賠償	平成27年3月以降	平成27年8月以降														

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																																
H29.11.15	今回は、原子力損害賠償に関する集団訴訟についてお話しします。	集団訴訟の結果を教えてください。	国や東京電力を相手とした集団訴訟では、これまでに表のとりの判決がありました。																															
		判決のポイントはどこですか？	表の3件の判決では、次のようにおおむね共通して「平隠に生活する権利」を侵害した慰謝料が認められていることがポイントです。 A判決 放射性物質による汚染のない環境で生活し、被ばくへの恐怖・不安にさらされない利益や自己実現の利益を含んだ平生活権を侵害したことに対する慰謝料 B判決 地域コミュニティなどの生活基盤を失ったり、住み慣れた地域での生活を断念させられたりした、“ふるさと喪失”に対する慰謝料 C判決 会社通念上の受忍限度を超えた放射能汚染によって、平隠な生活(従前の生活の根拠に住んで自己実現することも含む)を妨げない利益を侵害したことに対する慰謝料 原子力損害賠償紛争審査会賠償の基準を定めた中間指針では原則として政府などの指示に基づく避難などによる精神的苦痛を賠償の対象にしています。 一方、表の判決では、避難指示による避難に関わらず平隠な日常生活の阻害による精神的苦痛に対する慰謝料を認め、避難指示によって避難をした人に対しても、避難生活等による慰謝料とは別に慰謝料を認めました。																															
		賠償制度への影響は？	これからの判決によって、中間指針や賠償制度自体が変更されることはないので、直ちに東京電力が判決で認められたような慰謝料を追加で賠償をすることはありません。																															
		<table><tr><td colspan="4">原子力損害賠償の集団訴訟の状況</td></tr><tr><td colspan="2">判決</td><td>A</td><td>B</td><td>c</td></tr><tr><td colspan="2">裁判所</td><td>前橋地裁</td><td>千葉地裁</td><td>福島地裁</td></tr><tr><td colspan="2">判決日</td><td>平成29年 3月17日</td><td>平成29年 9月22日</td><td>平成29年 10月10日</td></tr><tr><td>賠償</td><td>国</td><td colspan="2">○(国家賠償法)</td><td>○(国家賠償法)</td></tr><tr><td>責任</td><td>東電</td><td colspan="3">○(原賠法)</td></tr></table>				原子力損害賠償の集団訴訟の状況				判決		A	B	c	裁判所		前橋地裁	千葉地裁	福島地裁	判決日		平成29年 3月17日	平成29年 9月22日	平成29年 10月10日	賠償	国	○(国家賠償法)		○(国家賠償法)	責任	東電	○(原賠法)		
原子力損害賠償の集団訴訟の状況																																		
判決		A	B	c																														
裁判所		前橋地裁	千葉地裁	福島地裁																														
判決日		平成29年 3月17日	平成29年 9月22日	平成29年 10月10日																														
賠償	国	○(国家賠償法)		○(国家賠償法)																														
責任	東電	○(原賠法)																																

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H29.12.15	今回は、原子力損害賠償請求に必要な相続手に続ついてお話しします。	相続登記が済んでいない土地等の請求方法は？	実際の所有者は自分でも、登記上の所有者が、祖父母や両親のままの土地や建物、山林の立木の賠償は、そのままでは請求できません。原則として、それらを自分が相続して所有していることが確認できる資料が必要です。
		相続を確認するための資料は何ですか？	土地や建物、山林の相続の確認に必要な資料は、次の3つのいずれかです。 ①所有者を自分に変更した登記事項証明書(登記簿謄本) ②遺産分割協議書 ③賠償請求に関する相続人全員の同意書(東電様式) ②、③の場合、相続関係の分かる戸籍謄本等も必要です。 いずれの資料の場合も、登記上の所有者の法定相続人となる人全員と連絡を取り、相続について協議し、その人達の協力を得て文書を作成する必要があります。作成に必要な労力は、どの資料もそれほど変わりません。 登記上の所有者が曾祖父母等で、法定相続人となる人が何十人もいて、連絡が取れない人がいると、これらの資料の作成は大変難しくなります。 なお、自分が固定資産税の納税義務者だったとしても、東京電力は納税義務者であることだけでは、所有者であると認めません。
		相続の確認資料が作れないときは？	登記簿上の所有者の法定相続人となる人全員と連絡が取れない場合でも、一定の範囲の親族の同意書を取得できれば、請求できる方法が、東京電力の直接請求にはあります。 また、親族の同意が得られない場合には、不動産や立木の賠償金全額ではなく、自分の法定相続の分だけ請求をする方法もあります。この方法では、相続人となる人のうち同意を得られた人の法定相続分を合わせて請求することもできます。 財産によっては、農地基本台帳や分収林契約書等の別の資料で所有権を確認する方法もあります。 これらの方法には、いくつかの条件があるので、詳細はご相談ください。 こうした方法によるばいしょうせいきゅうができないときは、訴訟を行う等して登記上の所有者を自分に変することが必要になります。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																									
H30.1.15	今回は、東京電力による賠償全般のおさらいをします。	どんな種類の賠償がありますか？	東京電力の請求書を用いた直接請求で賠償対象となる主な項目は一覧表のとおりです。賠償項目や賠償対象期間は、原発事故に住んでいた地域によって異なりますので、ご注意ください。 一覧表の賠償項目以外の項目もあります。より詳細な事情はご相談ください。																								
		<table><tr><td colspan="2">直接請求における賠償項目一覧表</td></tr><tr><td>市内全域が対象の項目</td><td>旧避難指示区域(20km圏内)が対象の項目</td></tr><tr><td>1 一人月額10万円の慰謝料</td><td>8 宅地・建物・借地権の賠償</td></tr><tr><td>2 避難時の交通費、引越費用、家具・家電の購入費用、家賃等</td><td>9 田畑の土地の賠償</td></tr><tr><td></td><td>10 山林・その他の土地の賠償</td></tr><tr><td>3 1の慰謝料の要介護者等に対する増額分</td><td>11 新たな自宅の建築費用、土地の購入費用等が8の賠償金を超えた分の賠償等</td></tr><tr><td>4 避難等によって仕事を辞めたり、転職したりしたことにより給与の減収分の賠償</td><td>12 家具、家電、衣類等家財全般の定額賠償</td></tr><tr><td>5 避難等によって発症した病気や持病の悪化等による入院費用・入院慰謝料</td><td>13 仏壇の賠償</td></tr><tr><td>6 立木(山林に生えている木)の賠償</td><td>14 購入価格30万円以上の家財の個別賠償</td></tr><tr><td>7 商工業・農業の減収分の賠償</td><td>15 墓石の修理または移転費用の賠償</td></tr><tr><td colspan="2">旧緊急時避難準備区域(20km～30km)・市内の30km圏外が対象の項目</td></tr><tr><td colspan="2">16 自宅の補修・清掃費用の賠償(定額賠償の場合30万円)</td></tr></table>		直接請求における賠償項目一覧表		市内全域が対象の項目	旧避難指示区域(20km圏内)が対象の項目	1 一人月額10万円の慰謝料	8 宅地・建物・借地権の賠償	2 避難時の交通費、引越費用、家具・家電の購入費用、家賃等	9 田畑の土地の賠償		10 山林・その他の土地の賠償	3 1の慰謝料の要介護者等に対する増額分	11 新たな自宅の建築費用、土地の購入費用等が8の賠償金を超えた分の賠償等	4 避難等によって仕事を辞めたり、転職したりしたことにより給与の減収分の賠償	12 家具、家電、衣類等家財全般の定額賠償	5 避難等によって発症した病気や持病の悪化等による入院費用・入院慰謝料	13 仏壇の賠償	6 立木(山林に生えている木)の賠償	14 購入価格30万円以上の家財の個別賠償	7 商工業・農業の減収分の賠償	15 墓石の修理または移転費用の賠償	旧緊急時避難準備区域(20km～30km)・市内の30km圏外が対象の項目		16 自宅の補修・清掃費用の賠償(定額賠償の場合30万円)	
		直接請求における賠償項目一覧表																									
市内全域が対象の項目	旧避難指示区域(20km圏内)が対象の項目																										
1 一人月額10万円の慰謝料	8 宅地・建物・借地権の賠償																										
2 避難時の交通費、引越費用、家具・家電の購入費用、家賃等	9 田畑の土地の賠償																										
	10 山林・その他の土地の賠償																										
3 1の慰謝料の要介護者等に対する増額分	11 新たな自宅の建築費用、土地の購入費用等が8の賠償金を超えた分の賠償等																										
4 避難等によって仕事を辞めたり、転職したりしたことにより給与の減収分の賠償	12 家具、家電、衣類等家財全般の定額賠償																										
5 避難等によって発症した病気や持病の悪化等による入院費用・入院慰謝料	13 仏壇の賠償																										
6 立木(山林に生えている木)の賠償	14 購入価格30万円以上の家財の個別賠償																										
7 商工業・農業の減収分の賠償	15 墓石の修理または移転費用の賠償																										
旧緊急時避難準備区域(20km～30km)・市内の30km圏外が対象の項目																											
16 自宅の補修・清掃費用の賠償(定額賠償の場合30万円)																											
賠償の支払い状況の確認方法は？	賠償の支払いを受けたか受けていないか分からないときは、支払い状況を東京電力の相窓口またはコールセンターで確認できます。支払い状況を確認できるのは、原則として請求者本人のみです。																										

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A											
H30.2.15	今回は、家賃の 原子力損害賠償等 についてお話し します。	避難先の家賃は賠償 されますか？	自分で負担していた避難先の住宅の家賃(共益費含む)は、賠償の対象になります。ただし、東京電力の請求書を用いた直接請求では、表のとおり原発事故当時に住んでいた地域によって賠償の対象期間が異なるので注意してください。 避難先が公営住宅だった場合でも、家賃が賠償されます。 <table><tr><td colspan="2">家賃賠償の賠償期間</td></tr><tr><td>原発事故当時の住所</td><td>賠償対象期間の終期</td></tr><tr><td>①旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内の区域)</td><td>平成30年3月31日</td></tr><tr><td>②旧緊急時避難準備区域(20km超～30km圏内の地域)</td><td>平成24年8月31日</td></tr><tr><td>③市内の30km圏外の区域</td><td>平成23年9月30日</td></tr></table>	家賃賠償の賠償期間		原発事故当時の住所	賠償対象期間の終期	①旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内の区域)	平成30年3月31日	②旧緊急時避難準備区域(20km超～30km圏内の地域)	平成24年8月31日	③市内の30km圏外の区域	平成23年9月30日
		家賃賠償の賠償期間											
原発事故当時の住所	賠償対象期間の終期												
①旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(20km圏内の区域)	平成30年3月31日												
②旧緊急時避難準備区域(20km超～30km圏内の地域)	平成24年8月31日												
③市内の30km圏外の区域	平成23年9月30日												
		対象期間以降の家賃は賠償されますか？	直接請求では、賠償の対象期間以降の家賃が賠償されることは、ほぼありません。表の②、③の地域の方で、賠償の対象期間以降も避難を継続し、家賃を負担し続けていた方は、原子力損害紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続の申立てをすれば、対象期間以降の家賃が賠償される可能性があります。 表の①の地域の方に対しては、賠償対象期間以降の家賃が補償されます。この制度では、これまでの賠償されてきた家賃相当額が支給されます。制度の主なポイントは次の通りです。 対象 表の①の地域の方で、平成30年3月31日まで東京電力から避難先の家賃の賠償を受けてきた方が対象です。4月1日以降に新たに家賃の支払いが必要な住宅に移った方は対象になりません。 家賃の賠償の対象者であったが、賠償を受けていなかった方は、平成30年3月31日までの賠償を受ければ、補償制度を利用できます。 補助対象期間 平成31年3月31日 支給方法 補助金は、自分で家賃を支払った後に申請することで支給されます。事前に家賃相当額が概算で支払われた家賃の賠償とは異なります。 詳細は東京電力から届く案内文をご覧ください。東京電力のコールセンター(0120-926-596)にお問合せください。										

賠償に関する広報紙掲載記事

平成29年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A																												
H30.3.15	今回は、地震・津波の被害を受けた住宅の支援制度や賠償についてお話しします。	地震や津波によって壊れた住宅への支援制度は？	東日本大震災における地震や津波によって壊れた住宅には、被害の程度等に応じて、被災者生活再建支援法に基づき支援金が支給されます。支援金の支援対象や支給額の概要は下表のとおりです。基礎支援金の支給要件である程度被害は、地震や津波によって生じたものに限られ、原発事故に伴う避難等によって生じたものは含まれません。被害の程度は、震災当時、市から発行された住宅の罹災証明書に記載されたものに準じます。 基礎支援金に加えて、住宅の再建方法によって加算支援金が支給されます。支援金の支給を受けた後で、半壊した住宅を解体したり、住宅再建方法を賃貸住宅から、住宅の建築または購入に変更したりした場合には、それぞれの分類の支援金の差額が支給されます。支援金の支給または差額分の支給の申請期限は、平成31年4月10日まで延長されました。支援金の申請をお考えの方は、市の社会福祉課にご相談ください。																											
			<table><tr><td colspan="4">被災者生活再建支援金の支給制度」の概要</td></tr><tr><td colspan="2">基礎支援金</td><td colspan="2">加算支援金</td></tr><tr><td>住宅の被害程度</td><td>支給額</td><td>住宅の再建方法</td><td>支給額</td></tr><tr><td>全壊</td><td>100万円 (単身75万円)</td><td>建設・購入</td><td>200万円 (単身150万円)</td></tr><tr><td>解体</td><td>100万円 (単身75万円)</td><td>補修</td><td>100万円 (単身75万円)</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>50万円 (単身37.5万円)</td><td>賃貸 (公営住宅以外)</td><td>50万円 (単身37.5万円)</td></tr></table>				被災者生活再建支援金の支給制度」の概要				基礎支援金		加算支援金		住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	全壊	100万円 (単身75万円)	建設・購入	200万円 (単身150万円)	解体	100万円 (単身75万円)	補修	100万円 (単身75万円)	大規模半壊	50万円 (単身37.5万円)	賃貸 (公営住宅以外)	50万円 (単身37.5万円)
		被災者生活再建支援金の支給制度」の概要																												
基礎支援金		加算支援金																												
住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額																											
全壊	100万円 (単身75万円)	建設・購入	200万円 (単身150万円)																											
解体	100万円 (単身75万円)	補修	100万円 (単身75万円)																											
大規模半壊	50万円 (単身37.5万円)	賃貸 (公営住宅以外)	50万円 (単身37.5万円)																											
地震や津波によって壊れた住宅に対する賠償は？	旧避難指示区域(20km圏内)にあった建物で、地震や津波によって壊れ、罹災証明書では全壊と認められた建物でも、実際には建物の一部が残存している場合は、その残存の程度に応じて、東京電力による原子力損害賠償の対象となる可能性があります。 津波の被害を受けた地域では、物件の所有権確認のための宅地・建物の請求書(請求書①)に、最初から建物の記載がされていない場合があります。その場合でも、建物賠償がされる可能性があります。詳細はご確認ください。																													